

始良・伊佐地域農産物エシカル消費拡大事業 業務委託に関する企画提案競技実施要領

1 企画提案競技の目的

生産者の環境や社会に配慮した取組を伝えることを通じて、消費者に「エシカル消費」の意識を醸成し、始良・伊佐地域の農産物の購買行動を促進することを目的としている。このため、優れた提案を広く募集し、総合的な選考を行うことにより、業務実施者を選定する。

2 委託業務概要

- (1) 委託業務名 始良・伊佐地域農産物エシカル消費拡大事業推進業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「令和7年度始良・伊佐地域農産物エシカル消費拡大事業 仕様書」による
- (3) 契約期間 契約日から令和8年2月27日（金）まで
- (4) 委託上限額 6,375千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加に必要な資格

- (1) 法人であること。
- (2) 過去に同種の事業実績があること。
- (3) 次の各号いずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 鹿児島県から指名停止措置を受けている者
 - ウ 暴力団関係企業等

4 企画提案競技の方法

(1) 参加申込書の提出

- ア 提出書類 別紙（様式1）参照
- イ 提出期限 令和7年7月1日（火）午後5時まで
- ウ 提出方法 電子メール、持参または郵送（郵送の場合は提出期限までに必着）

(2) 企画提案書の提出

- ア 提出書類 別紙（企画提案書の作成要領）参照
- イ 提出期限 令和7年7月8日（火）午後5時まで
- ウ 提出方法 電子メール、持参または郵送（郵送の場合は提出期限までに必着）

(3) 選定審査会の実施（プレゼンテーション）

- ア 日程 令和7年7月9日（水）～16日（水）の間で実施
- イ 場所 鹿児島県始良伊佐地域振興局 会議室
- ウ 方法

- (ア) プレゼンテーションの時間は1提案者当たり30分程度とし、そのうち提案の時間は20分程度、質疑応答を10分程度とする。
- (イ) 提案者が希望する場合は、リモート形式を可能とし、Zoom若しくはWebexにて作成したルームに始良・伊佐地域振興局農政普及課を招待するメールを下記「9 書類等の提出先」のE-mailアドレス宛てに送信することとする。
- (ウ) プレゼンテーションは以下の内容を含むものとする。

1	全体の方針及びコンセプト
2	ターゲット（地域、年齢層等）

3	制作する動画のイメージ
4	P R 動画の広告運用の方法（媒体，ターゲット及び放映頻度を含む）
5	プレゼント企画の実施方法
6	エンカル消費に係る意識調査の内容・実施方法及び調査結果の分析方法
7	その他事業目的の達成に有効と思われる提案事項 ※任意
8	業務スケジュール
9	業務の実施体制
10	上記 2 ～ 7 の実施により想定される効果

(エ) その他の詳細は選定審査会の日程決定後に連絡する。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、採用された者に対して書面により通知する。

5 質問の受付

本企画提案競技に関して疑義があるときは、質問書を提出し、回答を受けることができる。

- (1) 提出様式 別添「質問書」（様式 2）
- (2) 提出方法 ファックスまたは電子メール
- (3) 提出期限 令和 7 年 7 月 1 日（火）午後 5 時まで
- (4) 回 答 質問者に対して、電子メールにより回答する。

6 選定基準

本企画提案競技では、提案内容を以下の観点から総合的に評価し選定を行う。

- (1) 方針・コンセプトの独自性
- (2) ターゲット設定の有効性
- (3) エンカル消費に係る意識調査のデータ収集・調査結果の分析内容の実効性
- (4) 事業実施スケジュール及び実施体制の実効性
- (5) 経費積算の妥当性

7 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する経費については、提出側の負担とする。
- (3) 本要領に基づき提出された企画提案書は返却しない。また、提出書類は、提案者に無断で審査目的以外で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (4) 企画案が選定された後、企画提案者と県との間で、事業実施に向けた協議を行い、契約内容を決定する。また、見積書を徴し、予定価格の範囲内において契約金額を決定する（契約保証金は免除とする）。

8 業務実施スケジュール

- (1) 参加申込書提出期限 令和 7 年 7 月 1 日（火）午後 5 時まで
- (2) 質問受付期限 令和 7 年 7 月 1 日（火）午後 5 時まで
- (3) 企画提案書類提出期限 令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 5 時まで
- (4) 選定審査会 令和 7 年 7 月 9 日（水）～16 日（水）の間で実施

- (5) 選定結果通知 選考終了後，速やかに実施
(6) 委託事業者決定・契約手続き開始 選定結果通知後，速やかに実施

9 書類等の提出先

〒899-5212 鹿児島県姶良市加治木町諏訪町 12

鹿児島県姶良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課

担 当：徳留・古江

電 話：0 9 9 5－6 3－8 1 4 6

F A X：0 9 9 5－6 3－8 2 1 6

E-mail：airaisa-fukyu-noshin@pref.kagoshima.lg.jp

(別 紙)

企画提案書の作成要領

1 企画提案書（様式 3）（1 部）

以下の項目について説明した企画書（様式任意）を添付

項 目	内 容
(1) 事業実施内容の提案	・ 全体の方針・コンセプト ・ ターゲット（地域，年齢層等） ・ 制作する動画の概要 ・ 広告の運用方法 ・ プレゼント企画の実施方法 ・ 意識調査の実施方法及び結果の分析方法
(2) その他の提案	上記(1)以外に，予算額の範囲内で事業目的の達成に有効と思われる事項があれば追加提案すること
※ (1)，(2)を通じて，提案者の強み，独自の創意工夫ポイントを記載すること。	
(3) 業務スケジュール（当該事業全体に係るスケジュール）	
(4) 本業務の実施体制	
(5) 同種又は類似業務の実績	

2 参考見積書（1 部）

※ 正式な見積書は，選定した応募者に改めて依頼。

3 企画提案者の企業概要パンフレット等（1 部）

4 誓約書及び役員等名簿（様式 4）（1 部）

※ 県の入札参加資格を有している場合は不要。

【様式 1】

令和 7 年 月 日

始良・伊佐地域農産物エシカル消費拡大事業推進業務委託に関する
企画提案参加申込書

鹿児島県始良・伊佐地域振興局
局 長 大西 千代子 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

始良・伊佐地域農産物エシカル消費拡大事業推進業務委託に関する企画提案競技実施要
領の内容を了承し，企画提案に参加いたします。

また，当該実施要領の参加資格要件を満たす者であることを誓約します。

【事業担当者】

部 署 名

氏 名

電 話 番 号

FAX 番 号

電子メール

令和 7 年 月 日

質問書

質問項目	
質問内容	
団体名	
所属・担当	
電話番号	
ファックス	
電子メール	

【様式 3】

令和 7 年 月 日

企画提案書

鹿児島県始良・伊佐地域振興局
局 長 大西 千代子 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

始良・伊佐地域農産物エシカル消費拡大事業推進業務委託に関する企画提案について、
別添のとおり関係書類を添えて応募します。

【事業担当者】
部 署 名
氏 名
電 話 番 号
FAX 番 号
電子メール

(表)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務

所の所在地、名称及び代表者の氏名

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
- ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
- ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(裏)

役 員 等 名 簿

【商号・名称】

年 月 日現在

[illegible]